

令和5年8月

お客さま各位

株式会社北國銀行
北國外為W e bサポートデスク

「北國外為W e b」ご利用規定変更のご案内

平素は「北國外為W e b」をご利用いただき、誠にありがとうございます。
さて、令和5年8月15日（火）より、「北國外為W e b」のご利用規定を変更いたしますので、別添の通りご案内申し上げます。
ご不明な点などございましたら、下記の北國外為W e bサポートデスクまでお問い合わせくださいますようお願いいたします。

以上

■本件についてのお問い合わせ

<北國外為W e bサポートデスク>

フリーダイヤル 0120-665-822

受付時間／平日 9：00～17：00（銀行休業日を除く）

「北國外為Web」ご利用規定 変更内容

新	旧
<p>第1条（北國外為Web）</p> <p>5. 利用手数料等</p> <p>当行は月額基本料金、外国送金手数料、輸入信用状発行手数料等の外国為替関係手数料を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。また、今後当行が提供するサービスの変更等に伴い本サービスに係わる諸手数料を新設あるいは改定する場合は、当行ホームページにより契約者へ告知しますので、ご確認ください。</p>	<p>第1条（北國外為Web）</p> <p>5. 利用手数料等</p> <p>【追加】</p>
<p>第2条（利用資格）</p> <p>1. 利用申込者</p> <p>(4) 当行本支店に<u>商取引によるご入金</u>が確認できる円建普通預金口座または円建当座預金口座をお持ちの方。</p>	<p>第2条（利用資格）</p> <p>1. 利用申込者</p> <p>(4) 当行本支店に円建普通預金口座または円建当座預金口座をお持ちの方。</p>
<p>第3条（利用申込）</p> <p>2. 【削除】</p>	<p>第3条（利用申込）</p> <p>2. 本サービスの利用を申し込む方（以下、「利用申込者」とします）は本サービスの利用申込時にマスターユーザの登録に必要な事項およびログインパスワード（以下、「初回ログインパスワード」とします）を当行へ届け出ます。当行はマスターユーザ用の確認用パスワード（以下、「初回確認用パスワード」とします）を採番し、設定します。マスターユーザは、初回ログイン時に、当行所定の申込書控に記入された初回ログインパスワードと当行より別途案内する初回確認用パスワードによりログインし、使用端末機からログインIDを取得し、ログインパスワード、確認用パスワードを変更するものとします。当行はこの変更手続きにより届け出られたパスワードを本サービスの正式なパスワードとします。</p>
<p>第6条（送金支払指定口座）</p> <p>2. 送金支払指定口座は、普通預金・当座預金・外貨普通預金が登録できます。なお、外貨普通預金は外国送金・外貨預金振替取組通貨と同一の通貨に限ります。</p>	<p>第6条（送金支払指定口座）</p> <p>2. 【追加】</p>

<p>第7条（本人確認）</p> <p>2.【削除】</p> <p>3.【削除】</p> <p>4.【削除】</p> <p>6.【削除】</p> <p>7. パスワードの有効期間は、セキュリティ確保のため当行所定の期間としますので、サービス利用者は一定期間毎にパスワードの変更を行ってください。</p>	<p>第7条（本人確認）</p> <p>2. 「ログイン ID」は、マスターユーザ、管理者ユーザおよび一般ユーザが本サービスの初回操作時に設定する6～12桁（英数字混在必須）のサービス利用者を特定する符号とし、本人確認の際に利用します。</p> <p>3. マスターユーザが本サービスの初回操作時に必要となる「初回ログインパスワード」は、契約者が申込書に記載したパスワードとします。また、マスターユーザが本サービスの初回操作時に必要となる「初回確認用パスワード」は、当行が契約者からの利用申込に応じた場合、これを採番し、設定したうえで契約者に交付します。</p> <p>4. マスターユーザは本サービスの初回操作時に「初回ログインパスワード」および「初回確認用パスワード」の変更手続きを行うものとします。この変更手続きによりマスターユーザが当行に送信したものを「ログインパスワード」、「確認用パスワード」とします。</p> <p>6. 管理者ユーザまたは一般ユーザはマスターユーザに各種パスワードの変更もしくは初期化の申し出を行うことにより、マスターユーザが使用端末機からパスワードの変更もしくは初期化を行うものとします。なお、マスターユーザがパスワードを変更もしくは初期化した場合は、管理者ユーザまたは一般ユーザは直ちに変更もしくは初期化したパスワードを入力し、新たなパスワードを取得するものとします。</p> <p>7. パスワードの有効期間は、セキュリティ確保のため当行所定の期間としますので、サービス利用者は一定期間毎にパスワードの変更を行ってください。<u>また、有効期間に限らず、端末により任意にパスワードの変更を行うことができます。この場合、マスターユーザ、管理者ユーザおよび一般ユーザは変更前と変更後のパスワードを当行に送信しますが、当行が受信し</u></p>
--	--

	<p><u>た変更前のパスワードとあらかじめ当行が保有する最新のパスワードが一致した場合には本人からの届出とみなし、パスワードの変更を行います。</u></p>
<p>第10条（外国送金受付サービス）</p> <p>3. 送金実行のために利用する関係銀行ならびに送金経路の選定は、当行に一任することとします。</p> <p>4. 外貨建での送金を円貨相当額で申込を行った場合、送金当日に適用する外国為替相場での換算額と差額が生じる場合は、申込金額以内での取扱とします。</p> <p>6. (1) 当行所定の時間に送金資金と送金手数料の合計額が送金支払指定口座の支払可能残高を超えるとき。ただし、送金支払指定口座からの引き落としがこのサービスによるものに限らず複数ある場合で、その引き落としの総額が送金支払指定口座より引き落とすことができる金額を超えるときは、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。</p> <p><u>なお、残高不足により送金資金決済が不能となった外国送金依頼は取消させていただきます。必要な場合は改めて送金依頼をお願いします。</u></p> <p>6. (8) 送金データに瑕疵(不備等)がある等の理由により、送金手続きが行えないと当行が判断したとき。</p> <p>7. (1) 外国送金通貨と送金支払指定口座の通貨とが異なる場合には、送金取組日における当行所定の外国為替相場を適用します。なお、当日扱いにおいて、当行所定の受付時限以後に一定金額以上の取引を依頼された場合には、当行からマスターユーザ、管理者ユーザまたは一般ユーザに連絡を行ったうえで、その時点での市場実勢相場に基づいた外国為替相場を適用します。<u>通貨ごとの所定の時限までに連絡がつかない場合には取引が翌営業日扱いとなり、</u></p>	<p>第10条（外国送金受付サービス）</p> <p>3. 【追加】</p> <p>4. 【追加】</p> <p>6. (1) 当行所定の時間に送金資金と送金手数料の合計額が送金支払指定口座の支払可能残高を超えるとき。ただし、送金支払指定口座からの引き落としがこのサービスによるものに限らず複数ある場合で、その引き落としの総額が送金支払指定口座より引き落とすことができる金額を超えるときは、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。</p> <p><u>なお、いったん送金資金決済が不能となった外国送金依頼については、所定の時限後に資金の入金があっても送金は行われません。</u></p> <p>6. (8) 【追加】</p> <p>7. (1) 外国送金通貨と送金支払指定口座の通貨とが異なる場合には、送金取組日における当行所定の外国為替相場を適用します。なお、当日扱いにおいて、当行所定の受付時限以後に一定金額以上の取引を依頼された場合には、当行からマスターユーザ、管理者ユーザまたは一般ユーザに連絡を行ったうえで、その時点での市場実勢相場に基づいた外国為替相場を適用します。</p>

<p><u>翌営業日の当行の外国為替公示相場を適用します。</u></p> <p>11. 送金の組戻を依頼された場合、当行は日本および送金に関する外国の法令等で認められることを条件として、関係銀行から取消通知および返戻金を受領後、組戻金額を払戻日における当該通貨の当行所定外国為替相場により換算し、当行および関係銀行が受け取る諸手数料を差し引いた金額を返却することとします。</p> <p>12. 当行は、外国送金取組後、関係銀行からの照会があった場合には、外国送金依頼の内容について契約者に照会する場合があります。当行からの照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、そのために生じた損害について責任を負いません。当行が外国送金取組後、関係銀行による拒絶等により外国送金ができないことが判明した場合には、当行は契約者にすみやかに通知します。この場合、当行が関係銀行から外国送金にかかる返戻金を受領したときには、契約者は当行所定の手続きにより組戻手続を行うものとします。</p>	<p>11. 【追加】</p> <p>12. 【追加】</p>
<p>第11条（輸入信用状受付サービス）</p> <p>4. (5) 当行が輸入信用状発行・条件変更依頼を受け付けた後でも、以下の事由に一つでも該当すると当行が認めた場合には、当行は輸入信用状発行・条件変更依頼を処理しません。</p> <p>①当該の輸入信用状が「外国為替及び外国貿易法」または外国為替関連法規に関して疑義あるとき。</p> <p>②通知相手国の戦争、内乱その他の情勢により、輸入信用状発行等が不能または困難と判断されたとき。</p> <p>③当該の輸入信用状が犯罪にかかわるものであると疑われる等相応の事由があるとき。</p> <p>4. (6) 当行所定の時限を超過した輸入信用状発行・</p>	<p>第11条（輸入信用状受付サービス）</p> <p>4. (5) 【追加】</p> <p>4. (6) 【追加】</p>

<p>条件変更依頼は、発行希望日に処理できない場合があります。この場合は、発行希望日を発行希望日以降の当行が処理可能な日付に当行にて読替のうえ処理するものとします。</p>	
<p>第12条（手数料等）</p> <p>2. 外国送金手数料</p> <p>(3) 外国送金の<u>内容変更、組戻または未着照会</u>を行った場合、当行所定の手数料をいただきます。また、当該手続きに関する<u>他行手数料等をいただく場合があります。</u></p> <p>4. 領収書等</p> <p>当行は本サービスの基本手数料および基本手数料以外の諸手数料にかかる領収書等の発行は行いません。</p>	<p>第12条（手数料等）</p> <p>2. 外国送金手数料</p> <p>(3) 外国送金の組戻しを行った場合、当行所定の組戻手数料をいただきます。</p> <p>4. 領収書等</p> <p>【追加】</p>
<p>第14条（取引の一時停止、為替相場の見直し）</p> <p>取扱通貨国の諸事情により外国為替市場が閉鎖されている場合など、取引ができなくなることがあります。また、為替相場動向などから公表相場を当日見直すことがあり、その場合は一時的に取引を停止することがあります。</p>	<p>【追加】</p>
<p>第25条（解約等）</p> <p>4. 本サービスの契約が解約により終了した場合には、その解約時まで処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。</p>	<p>第24条（解約等）</p> <p>4. 【追加】</p>
<p>第30条（個人情報）</p> <p>1. 当行は契約者が本サービスにおいて届出または登録いただいたマスターユーザおよび利用者に関する個人情報（おなまえ・所属部署・役職・連絡先電話番号・メールアドレスなど、特定の個人を識別することができる情報）を以下の目的のために利用できるものとします。</p> <p>(1) 本サービスの申込受付および継続的な取引における管理のため。</p> <p>(2) 犯罪収益移転防止法等に基づく本人確認や、本</p>	<p>【追加】</p>

<p>サービスをご利用いただく資格などの確認のため。</p> <p>(3) 当行内部における市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施などによる金融商品やサービスの研究や開発のため。</p> <p>(4) ダイレクトメールの発送など、当行または関連会社、提携会社の金融商品やサービスに関する各種ご提案のため。</p> <p>(5) 適切な業務の遂行に必要な範囲で委託や共同利用を行うため。</p> <p>(6) 契約者との契約や法律に基づく権利の行使や義務の履行のため。</p> <p>(7) その他、契約者とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。</p> <p>2. マスターユーザおよび利用者の個人情報を当行に提供いただく際には、必ずマスターユーザおよび利用者本人の同意を得てください。当行は提供のあった個人情報については、本人の同意を得たうえで当行に提供されたものとして取扱います。</p>	
<p>第31条（秘密保持）</p> <p>1. 契約者は、本サービスに伴って知得した当行および第三者の秘密情報を秘密に保ち、第三者に漏洩しないものとします。</p> <p>2. 契約者が当行より入手したソフトウェア等を第三者に譲渡、ライセンス、貸与その他の方法により使用させることまたは開示・提供することを禁止します。</p> <p>3. 当行の提供するソフトウェア等の複製および改変を禁止します。</p>	<p>【追加】</p>